

国土交通省・水資源機構管理ダム 管理者別 健全度評価結果

R5.3時点

管理者	C	B2	B1	A	未評価	ダム数
北海道開発局	11 64.7%	6 35.3%	0 0.0%	0 0.0%	1	18
東北地方整備局	9 50.0%	9 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0	18
関東地方整備局	0 0.0%	6 60.0%	4 40.0%	0 0.0%	1	11
北陸地方整備局	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%	0 0.0%	0	7
中部地方整備局	6 66.7%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	0	9
近畿地方整備局	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0	5
中国地方整備局	1 9.1%	7 63.6%	3 27.3%	0 0.0%	0	11
四国地方整備局	1 14.3%	0 0.0%	6 85.7%	0 0.0%	1	8
九州地方整備局	0 0.0%	5 62.5%	3 37.5%	0 0.0%	1	9
沖縄総合事務局	0 0.0%	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0	9
水資源機構	1 4.3%	16 69.6%	6 26.1%	0 0.0%	1	24
合計	32 25.8%	68 54.8%	24 19.4%	0 0.0%	5	129

※「土木構造物の状態」「機械設備の状態」「電気通信設備の状態」を対象に健全度評価を算出
 (ただし、上記のうち「管理用通路」「昇降設備」「係船設備」「流木止設備」「水質保全設備」は対象に含めない)

※健全度評価区分について

表示区分	状 態
C 異状なし (安全性・機能支障なし)	・ ダムの安全性や機能に影響を及ぼすおそれがないと判断され、状態監視を継続する。
B2 要監視段階 (安全性・機能支障なし)	・ ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、必要に応じて措置を講じる必要がある。
B1 予防保全段階 (安全性・機能支障なし)	・ ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、速やかに措置を講じる必要がある。
A 措置段階 (安全性・機能支障あり)	・ ダムの安全性及び機能への影響が認められ、直ちに措置を講じる必要がある。

・土木施設、機械施設、電気通信施設を対象としており、施設の状態に応じて4段階に区分し、**1項目でもa判定となった場合は、総合判定をAとしている。**
 (「a、b1、b2、c」の順で該当する個別判定をもとに総合判定を行っている。)